

神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会報告書

「神奈川県における地球温暖化対策のあり方について」【概要版】

《経緯》

- 地球規模での深刻な影響が懸念されている地球温暖化に関して、地域からその対策に貢献していくため、平成 19 年 3 月に学識者や県民団体等で構成する「神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会」（座長：森島 昭夫・特定非営利活動法人 日本気候政策センター理事長）を設置した。
- 検討委員会の下には 3 つの分科会（条例案検討分科会、具体的方策等検討分科会、長期ビジョン検討分科会）を設け、検討委員会自体はこれまで 5 回開催。このたび、各分科会からの報告をとりまとめ、最終報告書として、座長から知事に報告するもの。

I 条例案検討分科会報告書（本年 6 月に公表済み）

条例案検討分科会（主査：柳下正治・上智大学大学院教授）では、条例に関するこれまでの検討結果を委員会案として取りまとめた。取りまとめにあたっては、本年 1 月から 2 月にかけて検討委員会として県民意見募集を行ったほか、2 月 12 日には県民集会を開催した。（提出意見 322 件）

《委員会案のポイント》

- 条例制定の目的
県、県民、事業者などすべての主体の自覚と行動を促し、エネルギー多消費型の社会を、地球環境に対する負荷が小さいものに転換することにより、温暖化対策が進んだ神奈川の実現と、良好な環境を未来の世代に引き継いでいくことを目的とする。
- 条例の主な内容
 - ・ 「県全体の温暖化対策計画」の策定と、県の率先実行の取組み
 - ・ 産業部門と業務部門の CO₂削減のため、3 つの計画書制度の導入
 - ① 一定規模以上の大規模事業者に係る「温暖化対策計画書制度」
 - ② 一定規模以上の建築物に係る「建築物環境配慮計画書制度」
 - ③ 一定規模以上の開発行為に係る「開発行為排出抑制計画書制度」
 - ・ 太陽光発電などの新エネルギー等の優先的利用や支援
 - ・ 商品やサービスに関する環境配慮の実施や、ライフスタイルの転換の推進
 - ・ 環境配慮技術の研究開発の促進 など

II 具体的方策等検討分科会報告書

具体的方策等検討分科会（主査：槌屋治紀・株式会社システム技術研究所所長）では、本県が実施すべき具体的な地球温暖化対策について、現時点で考え得る具体的な施策のアイデアを幅広く検討し、その結果をとりまとめた。報告書では、施策群を条例案の分野ごとに、「規制的手法」「経済的手法」「情報提供的手法」「普及啓発的手法」の 4 つの政策手法に分類して整理している。

《具体的方策の主な例》

- 県自らの取組み
 - ・ 県施設等の環境配慮を進めるとともに、県の事業や計画に温暖化対策の視点を盛り込む
 - ・ 県主催のイベント等においてカーボンオフセットの取組みを行う
- 事業活動に関する対策
 - ・ 大規模事業者に対する「温暖化対策計画書」の中で、大企業の地域貢献のひとつとして、中小企業を支援して設備の省エネ化を図ることを評価し、CO₂削減量を認証する。
- 建築物及び都市づくりに関する対策
 - ・ 大規模建築物の新築等に際し、「建築環境配慮計画書」の提出を義務づける
 - ・ 住宅の省エネ性能に係る基準を設け、優れた住宅を認証するとともに、優遇措置を講じる
 - ・ 大規模な開発行為に際し、開発後の CO₂排出についての「排出抑制計画書」の提出を義務づける

- 新エネルギー等の活用
 - ・ 一定規模以上の建築物の新築等を行う際に、新エネルギー等の導入を検討することを義務づける
- 森林の整備と保全
 - ・ 間伐材のバイオマス利用の促進、木材の地産地消の推進
- 交通・自動車に関する対策
 - ・ EV等の充電設備整備のため、集合住宅への設置や太陽光発電による充電スタンドの設置を推進する
 - ・ 観光地等において、マイカーの流入規制や公共交通機関利用者への割引などを行う
- 県民生活及び消費行動に関する対策
 - ・ 製造から廃棄に至る CO₂排出量を算定し、商品にその値を表示する（カーボンフットプリント）
 - ・ エネルギー効率が一定以下の商品に「CO₂排出量が大きく温暖化の原因となる」旨の表示を行う
- 環境配慮技術の研究開発等への支援として環境関連産業に重点化した産業誘致活動を行う

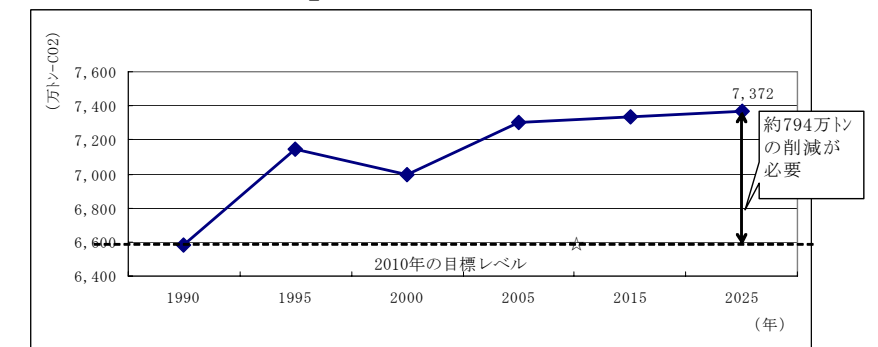
《今後の取組みに向けた提言》

- 必要な検討を加えた上で取捨選択し、「選択と集中」の視点をもって取り組むこと
- 条例の努力規定の実効性を確保するための事業化を検討する必要があること
- 複数の政策を組み合わせた「ポリシーミックス」の手法が有効であると考えられること

III 長期ビジョン検討分科会報告書

長期ビジョン検討分科会（主査：中上英俊・株式会社住環境計画研究所所長）では、二酸化炭素（CO₂）排出量の長期予測データ（2025 年）を提示するとともに、「具体的方策等検討分科会」による報告書において提案されているいくつかの施策について、どの程度の CO₂削減への寄与が期待できるのかについても例示した。

【CO₂排出量の将来予測（BAU）】



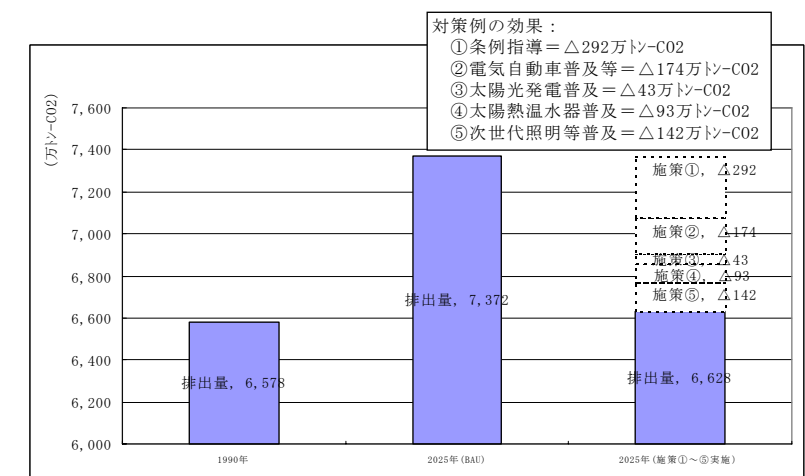
＜CO₂排出量の将来予測＞

CO₂排出量（エネルギー起源）は、2005 年に 7,299 万 t-CO₂であったものが、2025 年には 7,372 万 t-CO₂となることが推計される。従って、1990 年水準（6,578 万 t-CO₂）レベルにするためには、794 万 t-CO₂の削減が必要になる。

＜削減対策とその効果の試算例＞

今後の目標や対策効果の検討を行う際のイメージとして、「具体的方策等検討分科会」報告書において提示された対策のうち、いくつかの対策例を取り上げ、一定の前提条件のもと、どの程度の CO₂削減への寄与が期待できるのか試算した。

※ 排出量の将来予測とは連動していない。



《今後の進め方》本報告書を踏まえ、地球温暖化対策推進条例（仮称）について県としての骨子案を取りまとめ、県民意見募集等を経て今年度中の条例制定をめざすほか、具体的な施策のアイデアや CO₂排出量の長期予測データ等については、今後の本県の地球温暖化施策に役立てていく。